## 指定金銭信託(1ヵ月据置型)[呼称「ヒット」]

(2019年5月1日現在)

1. 商	i品名		指定金銭信託(1ヵ月据置型)[呼称「ヒット」]
2. 販	 ē売対象		個人および法人(団体を含む)
3. 信	託の目的		信託された金銭を受益者のために利殖することを目的とします。
4. 信	託期間等		
	(1) 信託契約期間		信託契約日(信託金の受入日)から全部の解約日まで 据置期間経過後いつでもお申出日に解約できます。
	(2) 据置期間		信託契約日(信託金の受入日)から1ヵ月後の応当日の前日まで
	(3) 自動継続扱い	•	ありません。
5. 信	託財産の運用、管理、処分		当初の信託財産は、信託契約日に受け入れた信託金(本書面にて、「通帳、証書に記載された信託約款により受け入れた金銭」を指し、当初信託財産の金額は信託金の額となります。)です。 短期金融商品、有価証券および貸出金等を投資対象とし、安定した収益の確保を目指した運用を基本方針とします。
			運用対象財産の組入比率等に関する制限は特にありません。信託財産の管理または処分により取得する財産の種類は、指定金銭信託(1ヵ月据置型)約款(以下「約款」とし、後記 23. に抜粋します。)第3条、第3条の2に記載のとおりです。
			当社は、約款第 5 条に記載の通り、当社が認める場合は、登記または登録をすることができる信託財産の登記・登録を留保することがあります。また、信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産につき、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。金銭を除く動産については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
		•	当社は、信託財産を運用方法を同じくする他の信託財産と合同して運用します。収益金は 11. 12. に基づき計算される各受益者の予定配当額(予定配当率と信託金の元本および計算期間により計算される額)で、合同運用信託財産についての総収益額を按分比例して分配します。
6. 信	託業務の委託	•	当社は信託業務の全部または一部について約款第5条の2に基づき、第三者および当社の利害関係人に委託をすることができます。
	社及び当社の利害関係人と 取引	•	受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定められる事由に該当する場合には、 当社は約款第3条の2に基づき当社及び当社の利害関係人との取引を行うことができます。 また、約款第5条の2に基づき、当社の利害関係人に信託業務の委託を行うことができます。
8. 受	益者に関する事項	•	委託者は、当社の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。なお、委託者の地位および権利は委託者に専属し相続されません。
9. 信	託設定に関する事項		
	(1) 最低受託金額および単位		1万円以上1円単位 ただし、すでに受託している定期預金・金銭信託・公共債・外貨定期・投資信託からヒットを作成する場合1円以上1円単位
	(2) 金銭の追加		できません(別契約となります)。ただし、収益金の受取方法を 10.(4)後段記載の元本に追加する方法とした場合を除きます。
10. 信	託財産の交付方法		
	(1) 支払う財産の種類		金銭
	(2) 支払日および支払方法		解約のお申出日に受益者が指定した方法によりお支払いします。
	(3) 元本の一部支払い		可能。一部支払後の元本は1万円未満でもヒットとして取扱います。
	(4) 収益金の支払日および 支払方法		毎年3月・9月の26日および信託終了日(全部の解約日)に、受益者があらかじめ指定した方法によりお支払いします。 収益金を元本に追加し、元本の支払日にお受取りいただくこともできます。
11. 予定配当率			
-	(1) 明示·非明示		明示します。
	(2)変更頻度		毎月26日に当社の店頭に掲示する「信託配当率表」に表示する予定配当率に見直します(変動金利)。
	(3) 表示場所		予定配当率は短期市場金利等を参考に当社が決定します。 当社店頭に掲示する「信託配当率表」に表示します。

12. 収益金・信託財産の計算	
(1) 計算期日	・ 毎年3月·9月の25日および信託終了日(全部の解約日)
(2) 計算期間	・ 前回計算期日の翌日(初回は信託設定日)から当該計算期日(最終回は信託終了日の前日)まで
(3) 収益金の計算方法	・ 前回計算期日の翌日(初回は信託設定日)以降にお示しした予定配当率と当該収益金の計算期間中における元本残高により、6ヵ月を1年の2分の1として計算します。
	・ 収益金を元本に加える方法とした場合は、6ヵ月を1年の2分の1とする6ヵ月複利で計算します。
	・ 付利単位は100円です。
	・ 計算期間中に予定配当率の見直しがあった場合は、変更されるまでの期間についてそれぞれ按 分計算します。
13. 信託報酬	
(1) 報酬額	・ 運用収益から予定配当額(予定配当率と信託金の元本により計算される額)等を差し引いた金額 となります。
	(算式) 報酬額*=運用収益ー予定配当額(税引前)ー14.に記載の租税等
(2) 受入日	*報酬額は 0.01%を下限、8.0%を上限とします。  ・ 収益金の計算期日に運用収益の中からいただきます。
14. 信託財産に関する租税及び	・ 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。
信託事務処理の費用	旧記が圧に関する地が(の旧画記を切べた社に必要を負担は旧記が圧の下のう人はくよう。
15. 運用状況の報告 	・ 信託財産の運用状況等に関する書面を計算期間毎に作成して受益者に交付します。
16. 損失の危険等に関する事項 (「商品内容のご説明書面」に記載	・ 以下の理由により、信託財産(投資対象)に損失を生ずることがあり、これによって、元本欠損(お 受取金額がお預入金額を下回ること)が生じる可能性があります。
の内容と重複しています)	(1)金利の変動や為替相場・有価証券その他の運用財産の価格等の変動により信託財産(投資対象)である短期金融商品・有価証券等の価値が下落すること
	(2)貸付先・有価証券発行体等の信用状況の変化等により信託財産(投資対象)である貸付金・有価証券等の価値が下落すること
	・ 元本補填契約は付加されておりません。
	・ 預金保険制度は適用されません。
	・ 利益補足契約は付加されておりません。予定配当率を表示しておりますが、確定利回り商品ではありません。
	・ 予定配当率は毎月26日に見直されます。
	・ 据置期間(1ヵ月)中に中途解約する場合には 21.に記載の解約手数料が必要です。
17. 受益権の譲渡制限及び譲渡 手続等	・ 原則として受益権の譲渡はできません。やむを得ないものと当社が認める場合は、当社の承諾の もと、当社所定の書式による手続に従い、受益権の譲渡を行うことができます。
(「商品内容のご説明書面」に記載 の内容と重複しています)	
18. 信託終了の事由	以下の事由により信託は終了します。
(「商品内容のご説明書面」に記載   の内容と重複しています)	・ 据置期間経過後に委託者の同意を得て受益者から全部の解約の申出があった場合 ・ 据置期間中にやむを得ない事情のため委託者の同意を得て受益者から全部の解約の申出があ
Willer De Constitution	り当社でこれを認めた場合
	・ 信託財産の統合に対し、異議申述期間中に委託者または受益者が異議を述べ、信託の解約の申 出をした場合
	・ 信託約款の変更に対し、異議申述期間中に委託者または受益者が異議を述べ、信託の解約また は受益権の買取請求の申出をした場合
	・ この信託は、委託者と受益者の合意により終了することはできません。
19. 受託者の公告の方法   (「商品内容のご説明書面」に記載	・ 日本経済新聞に公告を掲載します。 ・ 信託約款の変更を行う場合、受託者は一定の期間内(1ヵ月以上)に異議を述べるべき旨を公告
の内容と重複しています)	・ 信託利款の変更を行う場合、更託有は一定の期间内(1 カ月以上)に共譲を延べるべき目を公告 します。
	・ 信託財産の統合を行う場合、受託者は一定の期間内(1ヵ月以上)に異議を述べるべき旨を公告します。
20. 特約	個人のお客さまで、総合口座通帳にお預かりしたヒットについての特約は、以下の通りです。
	・ 別途お申込いただくことにより、スーパープラス1サービス(ヒットから普通預金への自動振替サー ビス)を付加できます。
	・ ヒットを担保として総合口座による当座貸越ができます。貸越利率は担保となるヒットの予定配当
	率に年0.5%を加えた利率、貸越限度額は預入残高の80%まで(ただし他の定期預金等を担保とした当座貸越と合計して500万円まで)といたします。
	※予定配当率…前記 11.に記載の予定配当率

#### 21. 中途解約の取扱い

- (1) 中途解約の方法・支払額 の計算方法
- やむを得ない事由による場合、据置期間中の解約が可能です。
- ・ お支払額は、解約時の元本および収益金の合計額から、ご請求日に当社の店頭に表示する「信 託配当率表」の解約手数料を差引いた金額となります。ただし、解約手数料は信託契約日から解 約日前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。
- (2) 一部の中途解約の方法・ 支払額の計算方法
- やむを得ない事由による場合、据置期間中の一部解約が可能です。
- お支払額は、一部解約のお申し出額から、ご請求日に当社の店頭に表示する「信託配当率表」の 解約手数料を差引いた金額となります。

# 22. 受益者における租税の概要 (収益金に係る課税内容)

・ 個人のお客さま・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)

※マル優ご利用の場合は非課税

(「商品内容のご説明書面」に記載 の内容と重複しています)

※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。

・ 法人のお客さま・・・総合課税 ※非課税法人の場合は非課税

#### 23. 約款(抜粋)

前記の約款の内容(抜粋)は以下の通りです。

#### 第3条(運用)

- (1) 当社は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産(「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。)の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用します。
- ① 貸付金、割引手形
- ② 国債、地方債、社債(社債の引受権を表示する証書を含みます。)、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券
- ③ 預金、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
- ④ コマーシャルペーパーその他の有価証券
- ⑤ 信託受益権および信託受益証券(当社を受託者とするものを含みます。)
- ⑥ 株式(新株予約権証券を含みます。)および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- ⑦ 不動産
- ⑧ 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
- ⑨ 前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産
- (2) 当社は、信託財産に属する有価証券を、貸付に運用することができます。この貸付によって取得した金銭は信託財産に属します。
- (3) 当社は、信託財産の価格変動および為替変動に備えまたはその効率的な運用に資するため、有価証券・通貨・金利・信用に係る先物取引、指数先物取引、オプション取引およびスワップ取引等(外国為替の売買予約を含みます。)を行うことができます。
- (4) 当社は、信託財産を担保に供して借入をすることができます。この借入金は信託財産に属します。

#### 第3条の2(当社等との取引)

- (1) 当社は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(以下「兼営法施行規則」とします。)第23条第3項第2号二に定める場合に該当するときは、信託財産を当社の銀行勘定に運用することができます。この場合、当社は当社店頭に表示(掲示、備置等による方法を含みます。以下同じ。)する利率で付利します。
- (2) 当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、貸付、貸付金の売買取引、コールローン、第3条第2項および第3項に掲げる取引、為替取引および有価証券の売買取引等信託財産の運用に必要な取引(有価証券等の売買取引の委託を含みます。)を、当社の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が第三者の代理人となって行う取引を行う場合も含みます。)、当社の利害関係人、第5条の2に定める委託先または他の信託財産との間で行うことができます。
- (3) 前項に定める利害関係人とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」とします。)第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める利害関係人をいい、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます。以下同じ。

#### 第 5 条(信託の登記・登録の留保等)

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、当社は速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかに

する方法により分別して管理することがあります。

#### 第5条の2(信託業務の委託)

- (1) 当社は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者(当社の利害関係人を含みます。)に委託することがあります。
- ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務 金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者
- ② 信託財産に属する貸付金および貸付金の担保物の管理および回収ならびにこれに付随する業務 法務大臣の許可を受けた債権回収会社
- (2) 当社は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
- ① 委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。
- ② 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ③ 委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- (3) 当社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、第 1 項に掲げる者が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを確認するものとします。
- (4) 当社は、第1項に定める当社の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、市場水準等に照らし公正と認められる条件により行うことができます。
- (5) 前 4 項にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める者(当社の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- ① 信託財産の保存にかかる業務
- ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ③ 当社(当社から指図の権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により委託先が行う業務
- ④ 当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

### 24. 弊社の苦情対応措置及び 紛争解決措置 (金融ADR制度)

- ・ 金融分野における裁判外紛争解決制度があります。(金融ADR制度)
- 当制度は公平な立場にある第三者が紛争の両当事者から事情を聞いた上で解決策を提示し、 当事者の合意の下で紛争の解決を図る制度です。
- ・ 金融ADR制度を利用して苦情及び紛争の解決を図る場合、弊社は、下記の機関を利用します。
- ・ 下記機関は、金融ADR制度における受付窓口です。
- 一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所

電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988